

飼料作物やWCS用稲に 基準単収が設定されました

～ 適切な栽培管理により、単収を確保しましょう！ ～

1 飼料作物等にかかる見直しの概要

令和6年4月1日に経営所得安定対策等実施要綱が一部改正され、水田活用の直接支払交付金にかかる飼料作物及びWCS用稲の基準単収を各都道府県農業再生協議会等が設定することとなりました。また、**基準単収より明らかに低い場合（基準単収の1/2を目安）**には、**理由書の提出が求められたり、交付金が支払われないこともあります。**

2 令和6年産の福島県基準単収について

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（県農業再生協議会）では、県全域を対象として、**牧草、ソルゴー、青刈りとうもろこし、WCS用稲**の県基準単収を設定しました。

なお、各品目とも地域農業再生協議会ごとの設定も可能としています。

上記以外の品目については、生産が限定的であるため、県基準単収を設定せず、該当品目のある地域農業再生協議会が独自に基準単収を設定することとしました。例として、子実用とうもろこし、飼料用かぼちゃ等があります。

○飼料作物等の福島県基準単収（R6）

品 目	県基準単収 (kg/10a)
牧 草	2,500
ソルゴー	4,307
青刈りとうもろこし	4,370
WCS用稲	1,893

注：収穫時の生草（茎）の重量

地域農業再生協議会が独自に設定する基準単収は、9月頃に設定する予定です。

3 飼料作物等の収量の確認について

収量に関わる書類については、ほ場ごとと区分できるよう記録し、書類は求めに応じ提出できるよう、5年間は保管してください。

<収量にかかる記録の例>

- ① ロールの重量 ※×ロールの個数
 - ② トラック1台分の重量 ※×トラックの台数
 - ③ バンカーサイロにつめた容積×容積密度÷原料の作付総面積
×申請する作付面積
 - ④ 放牧の場合、申請ほ場での放牧頭数×放牧日数
- ※各重量を測定することは実質的に困難なため、推定される重量で構いません。



このパンフレットに関するお問い合わせ：福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局

○福島県 水田畑作課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL 024-521-7369

○JA福島中央会 食農振興部

〒960-0294 福島市飯坂町平野字三枚長1-1
TEL 024-554-3072